

令和7年度ひめの凧ブランド確立支援事業 Web ページ制作委託業務仕様書

1 業務の内容

(1) 業務名

ひめの凧ブランド確立支援事業 Web ページ制作委託業務

(2) 業務の目的

県オリジナル品種「ひめの凧」の生産拡大により生産量の増加が見込まれる中、新たな販路及び需要の拡大を推進するため、県内外において県外消費者等を対象としたプロモーション活動を展開し、認知度向上に取り組むとともに、本県初の高級米としてブランド化を図っている。

本業務では、県ホームページ内に「ひめの凧」を紹介する Web ページを作成することにより、広く消費者への周知を図る。

2 事業費（委託料）

1,200 千円（消費税及び地方消費税を含む。上限額）

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

(1) 基本的な業務内容

県ホームページ内に、「ひめの凧」の特長やこだわり等を紹介する Web ページデータを作成すること。

(2) 作成内容

- ・県ホームページ内「愛媛のブランド米「ひめの凧」について」「「ひめの凧」の首都圏取扱店」「ひめの凧が購入できる EC サイト」等の内容構成（別記1「ホームページの基本構成案」参照）を、印象的なデザインかつ分かりやすく表現した Web ページとすること。（参考 URL：<https://www.pref.ehime.jp/page/11403.html>）
- ・作成にあたっては別記2「愛媛県ホームページにおけるアクセシブルなコンテンツの作成に関する指針」及び「JIS X 8341-3：2016（高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器・ソフトウェアサービス－第3部：www コンテンツ）の AA 項目」に準拠したものとすること。なお、本仕様書における「準拠」という表記は、情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ基盤委員会「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3：2016 対応度標記ガイドライン 2016 年 3 月版」で定められた表記による。
- ・同様に、作成に当たっては別記3「デジタルプロモーション実施時における留意事項」を遵守すること。
- ・PC だけでなく、スマートフォン、タブレット等の閲覧にも最適化されていること。

- ・全てのページに共通するナビゲーションヘッダを作成すること。
- ・県から提供可能な資料は無料で提供する。なお、貸与した資料の複写等については県の指示に従うこと。
- ・業務を実施するにあたり、有効な独自の企画提案がある場合は、その趣旨、業務に対する効果や経費面について、具体的に提案すること。
- ・職員による更新が容易なホームページとし、更新作業手順等を記載したマニュアルを作成すること。また、必要に応じ、更新方法等の指導を行うこと。

(3) 成果物の提出

成果物として、以下のものを納品すること。納品場所は愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課内とする。

- ・Web ページデータ一式を記録した電子記録媒体(CD-ROM 等)

制作に使用した画像素材については ai 形式で別途データ納品すること

なお、令和 7 年 10 月末時点でトップページを一度納品し、プロモーション活動の紹介ページ等を令和 8 年 3 月までに 1 ～ 2 回更新すること。

5 事業計画書及び報告書の提出

- ・受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに県と協議を行い、内容を決定し、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して県に提出すること。
- ・委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し県の検査を受けること。
- ・県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることが出来る。
- ・県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

6 著作権の取扱い

(1) 著作権者

ホームページ作成及び使用した全ての素材に係る著作権は、愛媛県に帰属するものとする。

(2) 権利関係の処理

- ア 本仕様書により作成された成果物と全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、検査完了をもって全て愛媛県に転移するものとする。
- イ 受託者は、県が認めた場合を除き、成果物に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- ウ 成果物に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託金額に含むものとする。
- エ 第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一

切の費用負担を含む。)において解決すること。

7 個人情報の保護

受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は別記4「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、個人情報の保護の取扱いについて疑義がある場合は、愛媛県に協議すること。

8 留意事項

- ・本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、県と協議を重ねながら適切に履行すること。
- ・受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければならない。
- ・本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、委託業務期間内及び委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た秘密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。
- ・本業務の成果品に対する瑕疵の取扱いについては、受託者の瑕疵担保責任期間を契約満了後1年間とする。
- ・各業務に係る撮影、編集、作成、報告等の一切の経費は委託金額に含むものとする。

9 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県と受託者が協議のうえ、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上必要と思われるものについては本業務とする。